

Question-22

▶ 第6章 入管行政の基礎用語

*第14条
「寄港地上陸許可」とは、何ですか。

A

船舶等に乗っている外国人乗客は、有効な旅券を所持していれば査証を受けていない場合であっても寄港地上陸の許可を受けて72時間の範囲内で乗ってきた船舶等の寄港した出入国港の近傍に上陸することができます。寄港地上陸の許可は、「本邦を經由して本邦外の地域に赴こうとする者」に対して与えられるもので、本邦を最終目的地とする外国人又は比較的長期に本邦滞在を目的とする外国人は、この対象とはなりません。

ブローカー等に依頼し、あたかもトランジットであるかのように装い寄港地上陸許可を受けた後、船舶等に戻ることなくそのまま本邦内のいずれかの場所に潜伏する不法残留事件もかなり存在すると思います。

* 出入国管理及び難民認定法 *
(寄港地上陸の許可)

第14条 入国審査官は、船舶等に乗っている外国人が本邦を經由して本邦外の地域に赴こうとするもの（乗員を除く。）が、その船舶等の寄港した出入国港から出国するまでの間72時間の範囲内で当該出入国港の近傍に上陸することを希望する場合は、その船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者の申請があつたときは、当該外国人に対し寄港地上陸を許可することができる。ただし、第5条第1項各号のいずれかに該当する者（第5条の2の規定の適用を受ける者にあつては、同条に規定する特定の事由のみによつて第5条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。以下同じ。）に対しては、この限りでない。

- 1 入国審査官は、前項の許可に係る審査のために必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、電磁的的方式によつて個人識別情報を提供させることができる。
- 2 第1項の許可を与える場合には、入国審査官は、当該外国人の所持する旅券に寄港地上陸の許可の証印をしなければならない。
- 3 第1項の許可を与える場合には、入国審査官は、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、上陸時間、行動の範囲その他必要と認める制限を付することができる。

Question-23

▶ 第6章 入管行政の基礎用語

*第15条
「通過上陸の許可」とは、何ですか。

A

「通過上陸の許可」は、「観光のための通過上陸許可（入管法15条1項）」と「周辺上陸のための上陸許可（2項）」とに分けられます。なお、1項の通過上陸許可は「船舶に乗っている外国人」の乗客に対して与えられるもので、航空機の外国人乗客は許可の対象とはなりません。

有効な旅券を所持する船舶の外国人乗客が乗っている船舶が本邦にある間、臨時観光のためその船舶が寄港する本邦の他の出入国港でその船舶に帰船しようとして通過することを希望する場合に入国審査官が付与するものです。例えば、大阪港において通過上陸許可を受けた外国人は、乗ってきた船がその後、本邦の数か所の出入国港に

* 出入国管理及び難民認定法 *
(通過上陸の許可)

第15条 入国審査官は、船舶に乗っている外国人が本邦にある間、臨時観光のため、その船舶が寄港する本邦の他の出入国港でその船舶に帰船しようとして通過することを希望する場合において、その者につき、その船舶の船長又はその船舶を運航する運送業者の申請があつたときは、当該外国人に対し通過上陸を許可することができる。

- 1 入国審査官は、船舶等に乗っている外国人が本邦を經由して本邦外の地域に赴こうとするもの（乗員を除く。）が、上陸後3日以内にその入国した出入国港の周辺の他の出入国港から他の船舶等で出国するため、通過することを希望する場合において、その者につき、その船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者の申請があつたときは、当該外国人に対し通過上陸を許可することができる。
- 2 入国審査官は、前2項の許可に係る審査のために必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、電磁的的方式によつて個人識別情報を提供させることができる。
- 3 第1項又は第2項の許可を与える場合には、入国審査官は、当該外国人の所持する旅券に通過上陸の許可の証印をしなければならない。
- 4 第1項又は第2項の許可を与える場合には、入国審査官は、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、上陸時間、通過経路その他必要と認める制限を付することができる。
- 5 前条第1項ただし書の規定は、第1項又は第2項の場合に準用する。